

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。（法第 23 条第 5 号）

以下に、当センターにおける情報提供項目を公開いたします。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

○実施事業所名・事務所所在地

公益社団法人 長野県シルバー人材センター連合会 須高広域事務所
〒382-0076 須坂市大字須坂 1218 番地

令和5年度実績

派遣労働者の数	58 人
派遣先の数	17 社
マージン率	21.8%
派遣料金の1人あたりの平均額	11,701 円（1日あたり8時間換算）
派遣労働者の賃金の平均額	9,147 円（1日あたり8時間換算）
教育訓練に関する事項	運転者適性検査、マナー講習等
その他事項	労災保険加入 ※社会保険・雇用保険加入なし シルバー人材センターが実施する派遣事業は「臨時的かつ短期的（概ね月10日程度）、または軽易な業務（概ね週20時間以内）」に限定されており適用対象外となっております。 ※労使協定の締結無し